



平成28年10月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市特別職報酬等審議会

会 長 齋 藤 友 夫



さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに

市長及び副市長の給料の額等について (報告)

平成28年9月21日に本審議会に対し意見を求められた、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、別紙のとおり報告します。

別紙

本審議会は、さいたま市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について、市長からさいたま市特別職報酬等審議会条例第3条の規定に基づく意見を求められました。

これを受けて本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について委員相互の意見交換を行い、次のような意見が出されました。

- ・ 月例給については、現行額が政令指定都市のなかで平均的な水準にあり、また、生活者の実感というレベルで好況を感じることができる経済状況とも思われないため、据え置くことが適当と考える。
一方、特別給については、本市の一般職職員の支給月数及びこれまで本審議会が参考としてきた国の指定職職員の支給月数がともに引き上げられることを踏まえ、引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 人事院勧告及び本市人事委員会勧告の動向を踏まえ、また、本市の市議会議員の活動が他都市と比較して活発なものと認められる状況にあることを勘案し、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 年間支給額及びこれの歳出に占める割合が政令指定都市のなかで平均的な水準にあることから、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。

- ・ 主婦の目線で考えると、現行の年間支給額は、既に必要かつ十分な水準にあり、現時点ではこれ以上引き上げるべき状況にはないと思われる。したがって、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。
- ・ 特別職職員には、東日本の拠点たる政令指定都市の市民を代表する者として対外的に恥ずかしくない処遇を確保し、持てる力を市民のために最大限発揮していただきたいと考えている。財政的にも比較的安定した状況下にあることから、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 一般職職員との均衡も一定程度考慮すべきだが、一方で、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等は小刻みな額改定には馴染まないものと認識している。今年度の一般職職員の改定状況は、月例給・特別給ともプラス改定であるが、その改定幅はどちらもそれほど大きなものではない。したがって、月例給・特別給とも据え置くことが適当と考える。
- ・ 春闘の結果、景気動向指数並びに人事院勧告及び本市人事委員会勧告の内容等を総合的に勘案し、月例給・特別給とも引上げの改定を行うべきと考える。
- ・ 月例給については、一般職職員の改定率の累計値を見て判断してきたこれまでの本審議会のスタンスを踏襲し、据え置くことが適当と考える。
特別給については、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定

してきたこれまでの経緯を踏まえ、引上げの改定を行うべきと考える。

- ・ 限られた任期のなかで職務を遂行する、市長・副市長及び市議会議員の給料・報酬等は、原則として、小刻みな額改定には馴染まないものと考えている。したがって、月例給については、一般職職員の改定率の累計値が今回プラスに転じたとはいえ、そのプラス幅はごく僅かであるため、据え置くことが適当と考える。

特別給については、これまで国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた経緯があるので、これを尊重し、引上げの改定を行うべきと考える。

本審議会といたしましては、これらの意見を踏まえて慎重に検討を行った結果、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』との結論に達しました。